

給付金添付書類一覧

サービスセンターでは会員の皆様に下記のとおり、お祝金・お見舞金などを給付しております。なお、事由発生から1年以内の請求期限となっておりますので、請求のお忘れのないようご注意ください。

給付金のお支払いは毎月末日に締切り、翌月の15日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に事業所の会費引落口座にお振込み致します。給付金請求書は、FAX(0256-61-1431) 又は郵送（〒959-1263 燕市大曲3015番地）にてご提出いただけます。

給付金項目		給付金額	給付事由	添付書類 ※添付書類は、すべてコピーで受付できます。	
結婚祝金		10,000円	会員が結婚したとき ※ 女性会員で退職後3ヶ月以内も含まれます。	・添付書類はございません。	
銀婚祝金		10,000円	会員が結婚25周年を迎えたとき	・婚姻年月日がわかる証明書	
出産祝金	第1子	10,000円	会員又はその配偶者が出産したとき ※ 女性会員で退職後3ヶ月以内も含まれます。	・母子手帳又は健康保険証の写しで子の出生が証明できるもの	
	第2子	20,000円			
	第3子以降	30,000円			
入学祝金		5,000円	会員の子供が小・中学校に入学したとき	・入学通知書又は健康保険証の写し	
成人祝金		10,000円	会員が満20歳を迎えたとき	・添付書類はございません。	
新築祝金		10,000円	会員又はその配偶者が住宅を新築又は購入したとき	・住宅検査済証又は会員氏名で住宅建築年月日の確認出来る書類の写し ・建築主が配偶者の場合、続柄が確認できる書類添付	
永年勤続祝金	勤続10年	5,000円	会員が同一事業所に勤務した日から、左記に示した勤続期間を迎えたとき	・毎月、永年勤続の該当者の名簿兼請求書をお送りしますので、確認のうえ請求書を提出して下さい。	
	勤続15年	5,000円			
	勤続20年	5,000円			
	勤続25年	5,000円			
	勤続30年	5,000円			
	勤続35年	5,000円			
勤続40年	5,000円				
傷病見舞金	休業14日～29日	5,000円	会員が傷病により左記に示した日数を欠勤したとき（欠勤日数には休日等も含まれます） ※ 同一病名の欠勤の途中10日以内の出勤があっても休業日数の加算とし、10日を超える出勤は休業日数だけ判定いたします。	・添付書類はございません。但し、給付金請求書兼証明書の必要記載事項は必ず記入してください。	
	休業30日～59日	10,000円			
	休業60日～89日	15,000円			
	休業90日～119日	20,000円			
	休業120日以上	25,000円			
死亡弔慰金	会員本人	疾病による 65歳未満	50,000円	会員が疾病により死亡したとき	・医師の死亡診断書
		65歳以上	25,000円		
		不慮の事故による	50,000円		
	家族	交通事故による	150,000円	会員が交通事故により死亡したとき	・不慮の事故、交通事故の場合はその証明書
		配偶者死亡	20,000円	左記に示す会員の家族が死亡したとき ※ 子の死亡については、会員の子の配偶者（お嫁さん、お婿さん）も含み、親の死亡については、会員の配偶者の父母（義理）も含みます。いずれも同居・別居の有無は問いません。	・葬儀等を実施した際のご案内、ハガキ形式のものなど ・新聞紙上の「おくやみ欄」等
		子の死亡	10,000円		
親の死亡	5,000円				
重度障害見舞金	会員本人	疾病による 65歳未満	50,000円	会員が疾病により重度の障害を負ったとき	・医師の後遺障害診断書
		65歳以上	25,000円		
	不慮の事故による	50,000円	会員が不慮の事故により重度の障害を負ったとき	・医師の後遺障害診断書	
		交通事故による	150,000円	会員が交通事故により重度の障害を負ったとき	・不慮の事故、交通事故の場合はその証明書
後遺障害見舞金	会員本人	不慮の事故	2,000円～45,000円	会員が不慮の事故により後遺障害を負ったとき	・医師の後遺障害診断書
		交通事故	6,000円～135,000円	会員が交通事故により後遺障害を負ったとき	・不慮の事故、交通事故の場合はその証明書
住宅災害見舞金	火災等	損害の程度 50%以上	100,000円	会員の居住する住宅が火災等の被害にあったとき ※ 現場調査を行いますのでサービスセンターまでご連絡をお願い致します	・修理業者による見積書 ・罹災証明書 ・その他必要書類
		30%以上50%未満	70,000円		
		20%以上30%未満	50,000円		
		20%未満	20,000円		
	自然災害等	損害の程度 70%以上	30,000円	会員の居住する住宅が自然災害等の被害にあったとき ※ 現場調査を行いますのでサービスセンターまでご連絡をお願い致します	・修理業者による見積書 ・罹災証明書 ・その他必要書類
		20%以上70%未満	15,000円		
		20%未満	3,000円		
床上浸水	6,000円				
同居家族の死亡		10,000円	住宅災害により同居家族が死亡したとき	・医師の死亡診断書	